

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは
環境課環境係（☎880-6557）まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- ※地区外のごみステーションには出さないでください。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
9/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市（南部）、天行寺、成合
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
12	土	篠原、明見
14	月	下蛭内、物部、久枝（開田）
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
19	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
21	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
26	土	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
28	月	国分、比江、左右山、岩村
10/1	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市（南部）、天行寺、成合

＊黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）

と き	地 区
9月7日・21日 （第1・3水曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
9月1日・15日 （第1・3火曜日）	下島、田村（ﾊﾞｲﾊﾞｽ南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下蛭内を除く）、野田、後免町
9月2日・16日 （第1・3水曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
9月14日・28日 （第2・4月曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
9月8日・22日 （第2・4火曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ﾊﾞｲﾊﾞｽ北）、岩村、下蛭内
9月9日・23日 （第2・4水曜日）	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
10月5日・19日 （第1・3水曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- ＊指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
9/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
8	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市（南部）
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下蛭内、物部、久枝（開田）
10/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）

＊空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
9月7日・21日 （第1・3水曜日）	天行寺
9月3日・17日 （第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）
9月4日・18日 （第1・3金曜日）	下島、田村（ﾊﾞｲﾊﾞｽ南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下蛭内を除く）、野田、後免町
9月5日・19日 （第1・3土曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
9月10日・24日 （第2・4木曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
9月11日・25日 （第2・4金曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（ﾊﾞｲﾊﾞｽ北）、岩村、下蛭内
9月12日・26日 （第2・4土曜日）	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
10月1日・15日 （第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）

INFORMATION

長寿（後期高齢者）医療 国保加入の皆さんへ

医療と介護の両方のサービスを
利用している世帯の負担を軽減する「高額医療・高額
介護合算制度」が始まりました。

世帯内の医療保険制度の加入者全員が、1年間に支払った医療と介護の自己負担を合計し基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。同じ世帯で、別の医療保険に加入している方との合算はできません。

支給対象となる期間は、毎年8月から翌年7月までですが、初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月が対象です。該当となる方は11月から12月ごろに、お知らせ文書と支給申請書が送られてきますので、申請をしてください。支給開始時期は1月から2月ごろを予定しています。

※お問い合わせは
保健課給付係
保健課高齢者介護保険係
（☎880・6556）
市民課国保係
（☎880・6555）まで

人権ふれあい支援事業

県内のNPOやボランティア団体および民間の団体など（PTA・町内会・老人クラブなどで活動している団体や企業・事業所を含む）が人権に関する啓発や研修の事業を行う場合、その経費の一部を支援しています。

■申込締切／11月30日（月）
※申込先・お問い合わせは
財高知県人権啓発センター
（☎821・4681）まで

おわびと訂正

広報なんこく8月号P16の「子育て支援センターに遊びに来ませんか？」の一部に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

- （誤）【おおしのキンダーガーデン】
↓ ■とき／毎週水・土曜日 午前9時30分～11時30分
（正）【キンダーガーデンおおしの】
■とき／毎週月・水曜日 午前9時～11時30分

国民年金保険料の
納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。



知って得する国民年金

住民税の年金からの天引き （特別徴収）が始まります

昨年4月の地方税法改正により、今年から住民税（市・県民税）が介護保険料、後期高齢者医療保険料などとともに、公的年金から差し引かれることになりました。

◎対象者

平成21年4月1日時点で、65歳以上の公的年金の受給者で、個人住民税を納税されている方。

ただし、介護保険料の特別徴収がされていない方、老齢年金などの年額が18万円未満の方、公的年金に係る税額が老齢年金などから所得税・介護保険料・国保料および後期高齢者医療保険料を差し引いた額を上回る方は除かれます。また、遺族・障害年金については非課税となるため対象となりません。

◎徴収方法

特別徴収の開始は平成21年10月支給分の

年金からとなります。そのため、平成21年度の税額の前半分については、平成21年6月および8月に普通徴収（納税通知書により銀行などで納める方法）により納めていただいています。また、公的年金以外の所得に係る住民税については、従来どおりの方法で納めていただくことになります。

基礎年金に係る国庫負担割合が変わります

国民年金法などの一部を改正する法律の施行により、国庫負担割合が3分の1から2分の1に改正されるため、平成21年4月分以降の国民年金保険料免除期間を含む老齢基礎年金および寡婦年金に係る年金額の計算方法が変わります。

なお、多段階免除の保険料額は変わりません。

※お問い合わせは

南国社会保険事務所（☎864-1111）

市民からのお便り 「押しの一手」をいただきました。まさか木だとは思わず少し驚きましたが、毎日使っています！